松戸市水道事業建設工事制限付き一般競争入札実施要綱

平成25年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、松戸市水道事業が発注する建設工事における制限付き一般競争入札 (以下「入札」という。)の実施に関し、松戸市水道事業会計規程(昭和43年松戸市水道 規程第5号。以下「規程」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 入札の対象となる建設工事(以下「対象建設工事」という。)は、設計金額130万円 以上の建設工事とする。ただし、水道事業管理者がやむを得ないと認めたときは、この 限りでない。

(入札参加者の資格要件)

- 第3条 入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる要件に該当する者でなけれ ばならない。
 - (1) 松戸市水道事業入札参加業者資格者名簿に登載されている者
 - (2) 対象建設工事の種類における建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29の総合評 定値が水道事業管理者が定める一定値以上である者
 - (3) 対象建設工事の種類における松戸市水道事業入札参加業者資格審査基準第8条に規定する等級が、水道事業管理者が定める一定等級以上である者
- 2 前項に掲げる資格要件のほか、水道事業管理者は、対象建設工事に関し必要な資格を 設けることができる。
- 3 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定 のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。
 - (1) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は対象建設工事の入札日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者
 - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者
 - (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者
 - (4) 対象建設工事に係る施行令第167条の6第1項に規定する公告(以下「公告」という。) の日から入札日までの間において、松戸市水道事業建設工事等請負業者指名停止基準 に基づく指名停止の措置を受けている者

(資格要件の決定)

第4条 前条第2項に規定する資格要件は水道事業管理者が決定するものとする。ただし、 設計金額が、1,000万円以上の場合にあっては、松戸市水道事業建設工事等指名競争入札 参加業者資格審査会等に関する規程(昭和57年松戸市水道事業規程2号)第3条第3項の規 定により、松戸市水道事業一般競争入札参加業者資格審査会の審査を経るものとする。

(公告)

- 第5条 入札の公告は、規程第94条の規定に定めるところにより行うものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、市のホームページへの掲載、水道部の受付前への掲示する 方法等により、公告した事項を公表するものとする。

(申請期間)

第6条 対象建設工事の入札参加資格の有無の審査に関する申請期間は、公告の日から10 日以上とする。ただし、やむを得ない事由があるときは、5日以内に限り短縮することが できる。

(申請)

- 第7条 入札に参加しようとする者(以下「申請者」という。)は、前条に規定する申請期間 内に次の各号に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を水道事業管理者に提出しなけ ればならない。
 - (1) 松戸市水道事業制限付き一般競争入札参加資格審査申請書兼誓約書(第1号様式)
 - (2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
 - (3) 前2号に定めるもののほか、水道事業管理者が必要と認める書類

(資格審査)

- 第8条 水道事業管理者は、前条の規定による申請があったときは、提出された申請書等 に基づき資格の有無を審査するものとする。
- 2 水道事業管理者は、前項の審査の結果について、松戸市水道事業制限付き一般競争入 札参加資格審査結果通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。この場合に おいて、資格がないと審査されたときは、その理由も併せて通知するものとする。
- 3 前項の規定により資格がないと通知された者は、通知を受けた日から起算して3日以内に書面により水道事業管理者に説明を求めることができる。
- 4 水道事業管理者は、前項の説明を求められたときは、速やかに書面により回答するものとする。

(秘密の保持)

第9条 申請者が提出した申請書等は、返還し、及び公表しない。

(設計図書の閲覧等)

第10条 水道事業管理者は、対象建設工事の設計図書の閲覧は第6条の申請期間に、貸出 しは別に定める期間に行うものとする。

(入札執行)

第11条 入札参加資格者が1人である場合においては、原則として入札を中止するものとする。ただし、水道事業管理者が特に認める場合は、この限りではない。

(入札結果の公表)

第12条 入札の結果の公表は、松戸市水道事業入札結果等の公表に関する事務取扱要綱(昭和57年8月16日施行)の規定に基づき公表するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。